

旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年11月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第102号

旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の一部を改
正する規則

旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（昭和47年名古屋市規
則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中「すみやかに」を「速やかに」に、「について、」を「の」に、「
被保険者証等の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者の
記号及び番号」に改める。

第2号様式（表）中

「

被保険者又は 組合員氏名

」を「

被保険者、組合員 又は加入者の氏名

」に、「

保険証の記号 及び番号

」を「

記 号 及び番号

」に改める。

第5号様式中「□保険証の記号及び番号」を「□記号及び番号」に、

「
□(2) 認定患者の被保険者本人（組合員本人）
・被扶養者の別
」を「
□(2) 被保険者本人、
組合員本人、加入者本人・被扶養者の別
」に、「
□(3) 被保険者
（組合員）氏名
」を
「
□(3) 被保険者、組合員又は加入者の氏名
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている医療手帳は、この規則による改正後の旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている第 2 号様式用の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。